

富山地域合併協議会発足にあたっての確認書

平成15年2月19日、富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、細入村は、富山地域合併協議会の発足にあたり、確認書を取り交わした。

今般、山田村から当協議会への参加申し込みがあり、改めて、7市町村で、以下の事項について確認を行った。

1 富山地区広域市町村の大同合併について

富山地区広域圏構成市町村で、今回参加されなかった市町村についても、引き続き参加の呼びかけを行い、合併についての門戸を開いていくものとする。

2 合併後における現行市町村の取り扱い等について

合併後も、現行の市町村単位で自主性が十分発揮できるよう、政令都市に見られる「区」の設置に準じた行政区域を設定し、住民票や戸籍の届け出、税、医療・保健・福祉関係等の窓口サービスの向上を図るとともに、道路整備、農林業及び中山間地域振興などの分野においても、一定の権限・予算を持たせるようなシステムの導入を検討し、住民ニーズの把握と地域の活性化に努めることとする。

また、地域審議会の設置や地域担当部署の設置についても必要であるとの認識の上で、具体的な検討を行うものとする。

小学校区ごとにコミュニティセンター（富山市における地区センター・公民館の機能を持った施設）を配置することを基本とし、地域の事情も勘案し、今後具体的に協議を行うこととする。

3 地域の振興策について

市町村建設計画は、ハード面の整備とともに、ソフト面にも配慮し、また、真に合併市町村の建設に資する事業を選び、合理的で健全な行財政運営に裏付けられた着実な計画とすべきものとする。

この計画に位置づけられた事業の中から、どの事業に合併特例債を活用するかは、今後議論を行うべきものであるが、想定される事業としては「合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業」や「富山市以外の地域の均衡ある発展に資するために重点的に充てることを基本とした公共的施設の整備事業」などであり、地域間のアクセス道路の整備、コミュニティ施設の整備など、地域全体のレベルアップを図る事業に多く位置づけられるべきものとする。

都市計画税、事業所税等地方税の取り扱いについては、合併特例法の不均一課税の特例等も含め合併協議会の中で十分議論を行っていくこととする。

4 その他一般的事項について

- (1) 合併に関する基本4項目のうち、合併方式については、新設合併とし、合併期日、事務所位置、新市の名称に関しては、その決定方法を含めて合併協議会において協議を行うものとする。
- (2) 合併協議会の委員数については、新設合併をめざすためにも、全市町村が対等であるとの認識のもと、全市町村同数の委員で構成することとする。
- (3) 合併協議に当たっては、行政サービスは高く、負担は低い方で議論を行う。
- (4) 合併協議会は原則公開で行うこととし、併せて各種のメディアを活用し、積極的に住民への情報提供を行っていくこととする。
- (5) 合併後の職員の取り扱いについては、現行の市町村間に不均衡が生じないように努める。
- 以上の事項について、確認したことを証し記名、押印の上、各々1通所有するものとする。

平成15年 3月26日

富山市長

森 雅 志



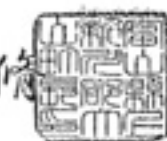
大沢野町長

中 斉 忠 雄



大山町長

梶 田 脩



八尾町長

吉村 栄 二



婦中町長

大 島 外 夫



山田村長

山崎 吉 一



細入村長職務代理者

細入村助役

河村 進 一

